

令和 7 年度

# 仕 様 書

事 業 名 : 公共下水道事業

工 事 場 所 : 竹原市 竹原町

工 事 名 : 中央1号雨水幹線函渠築造工事 (3工区)

工 事 概 要 : カルバート工 L=77m  
マットレス工 A=700m<sup>2</sup>  
特殊マンホール N=1 箇所

【添付書類】  
特記仕様書  
工事数量総括表  
図面 等

# 特記仕様書（個別事項）

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、中央1号雨水幹線函渠築造工事（3工区）工事に適用する。
  - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
    - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
    - ・特記仕様書（共通事項）（令和7年10月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・その他関連規格類

### 第2節 中間検査

本工事は、単一工種のため中間検査の対象工事としない。

### 第3節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。  
なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報\_様式集>建設工事関係\_その他契約関係様式」に掲載している。

### 第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
  - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

### 第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画  
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表  
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。  
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)
- 3 実施書の提出  
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制  
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成  
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。  
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
  - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
  - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項  
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。  
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
  - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知  
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表  
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管  
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求  
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
  - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
  - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
  - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
  - (4) 建設発生土の搬出量
  - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付  
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認  
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管  
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に記載した建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
  - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
  - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
  - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

## 第2章 材料

### 第1節 ボックスカルパート

- この工事に使用するプレキャストボックスは、次に示す条件を満足する製品から選択し、その外観および品質規格証明書等により事前に監督職員の承認を得ること。  
(規格条件)
  - ・製品 : 可とうボックスカルパート ※全国ボックスカルパート協会規格
  - ・製品耐震性能 : レベル2地震動 (重要な幹線等)
  - ・継手構造 : 耐震性ゴムリング (IB-10)
  - ・許容抜出量 : 10mm

## 第3章 施工条件

### 第1節 工程

- 施工箇所について  
内容 受注後、すみやかに監督員と協議を行い、1094-D路線から施工に着手すること。
- 施工時期・時間の制限  
施工内容 全工種  
時期 全工事期間  
時間 9:00～17:00 (作業可能時間)  
施工方法・理由 工事箇所が民家に近接しているため、安全確保と騒音振動対策を行うこと。

### 第2節 埋戻土

- 購入土 (搬入) (建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土)  
本工事では、380m<sup>3</sup> (ほぐし) の土砂購入を見込んでいる。
  - 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土 (改良土を含む。) を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費 (工場渡し) の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用 (単価) は変更しない。
  - (1) により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。
  - (3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。

### 第3節 建設副産物

- 建設発生土 (搬出) (建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地) (指定処分 (A))  
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。  
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分にあつては費用 (単価) は変更しない。  
搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場 (竹原市下野町字朝日山10661-1)  
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

### 第4節 その他

- マットレス工  
施工方法 施工中は地盤状況に十分注意し、地盤が変化したときには監督職員と協議を行うこと。  
補強材は、横断方向に1.0m、縦断方向に0.5m以上の重ね代 (ラップ長) を設けること。  
碎石は厚さ20～25cmごとに転圧を行うこと。
- 工事請負契約締結後、工事受注者は監督員の指示により施工箇所付近に工事看板を設置し、付近住民へ工事の周知徹底を図ること。  
また、工事着手前には、関係住民への挨拶等を行い、円滑に工事が施工できるように配慮しなければならない。

## 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

# 工事数量総括表

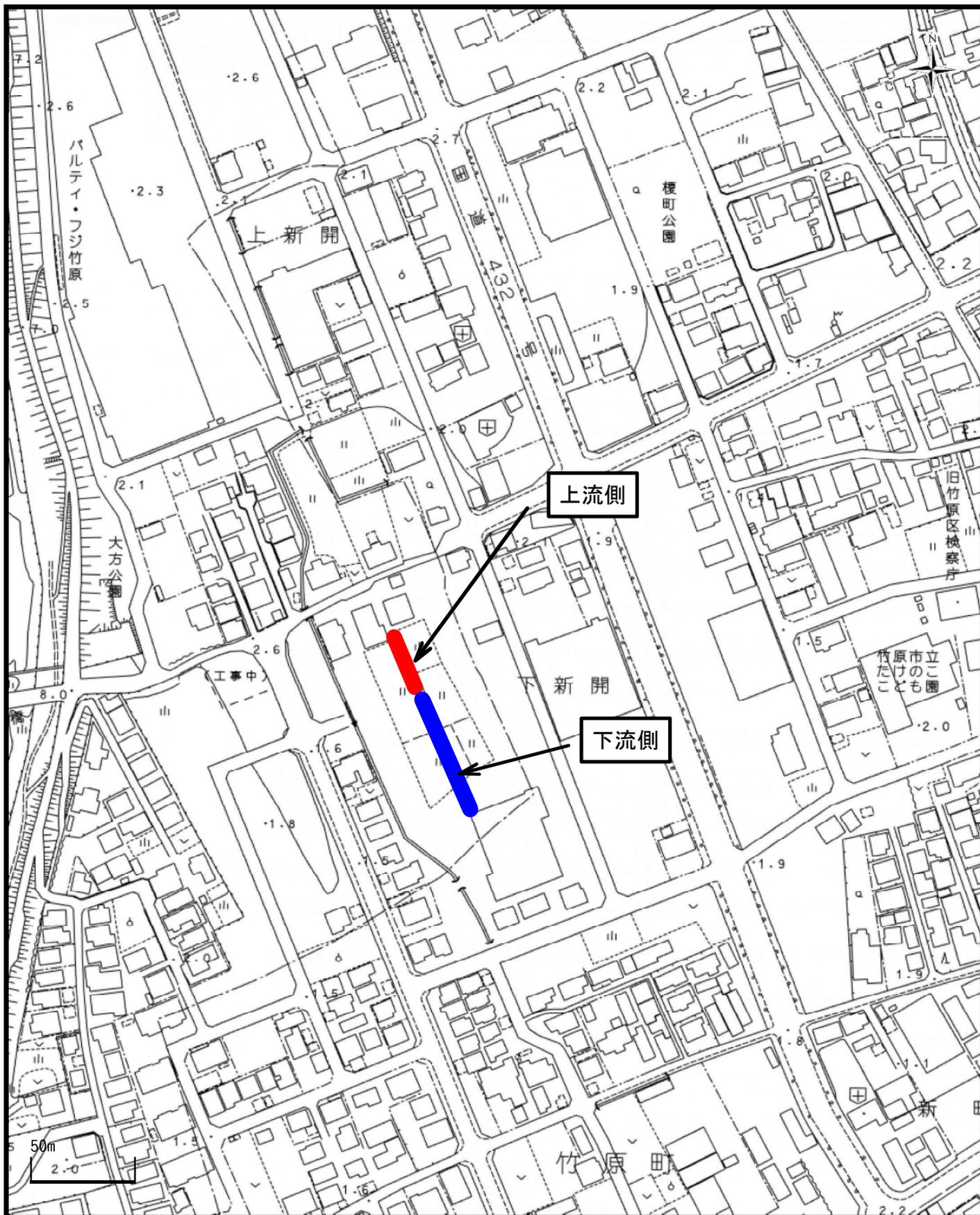
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
道路改良		式	1	レベル1
カルバート工		式	1	レベル2
作業土工（下流側）		式	1	レベル3
プレキャストカルバート工（下流側）		式	1	レベル3
プレキャストボックス	【□1200×1700】	m	55	レベル4
プレキャストカルバート工（上流側）		式	1	レベル3
プレキャストボックス	【□1200×1200】	m	23	レベル4
地盤改良工		式	1	レベル2
マットレス工（下流側）		式	1	レベル3
マットレス工	【中詰材（砕石）有】	m2	700	レベル4
排水構造物工		式	1	レベル2
集水柵・マンホール工		式	1	レベル3
マンホール	【マンホール規格, Co規格, 蓋種類】	箇所	1	レベル4
仮設工		式	1	レベル2
土留・仮締切工		式	1	レベル3
水替工		式	1	レベル3
**直接工事費**				

# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
運搬費				
運搬費		式	1	レベル2
運搬費		式	1	レベル3
仮設材運搬費		t	241.3	レベル4
共通仮設費率分				
** 共通仮設費計 **				
** 純工事費 **				
現場管理費				
** 工事原価 **				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
** 工事価格 **				
** 消費税相当額 **				
** 工事費計 **				
** 契約保証費計 **				



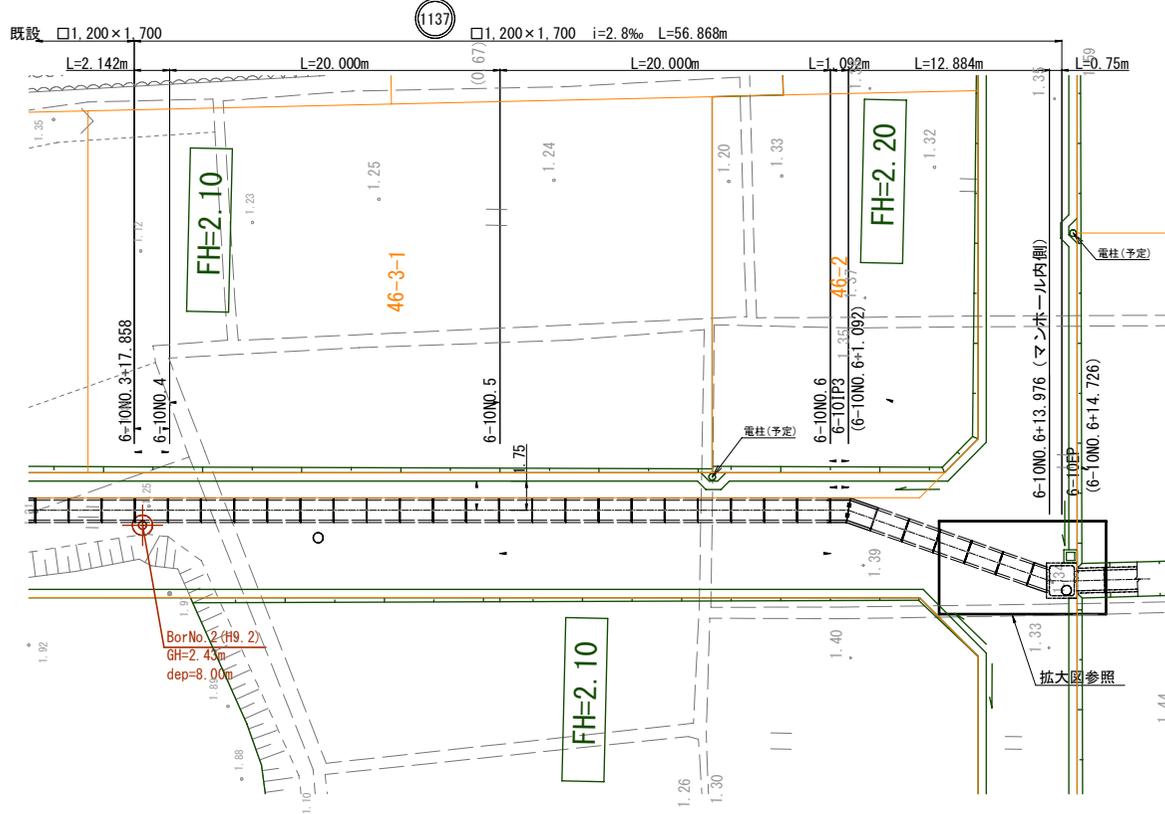
# 位置図



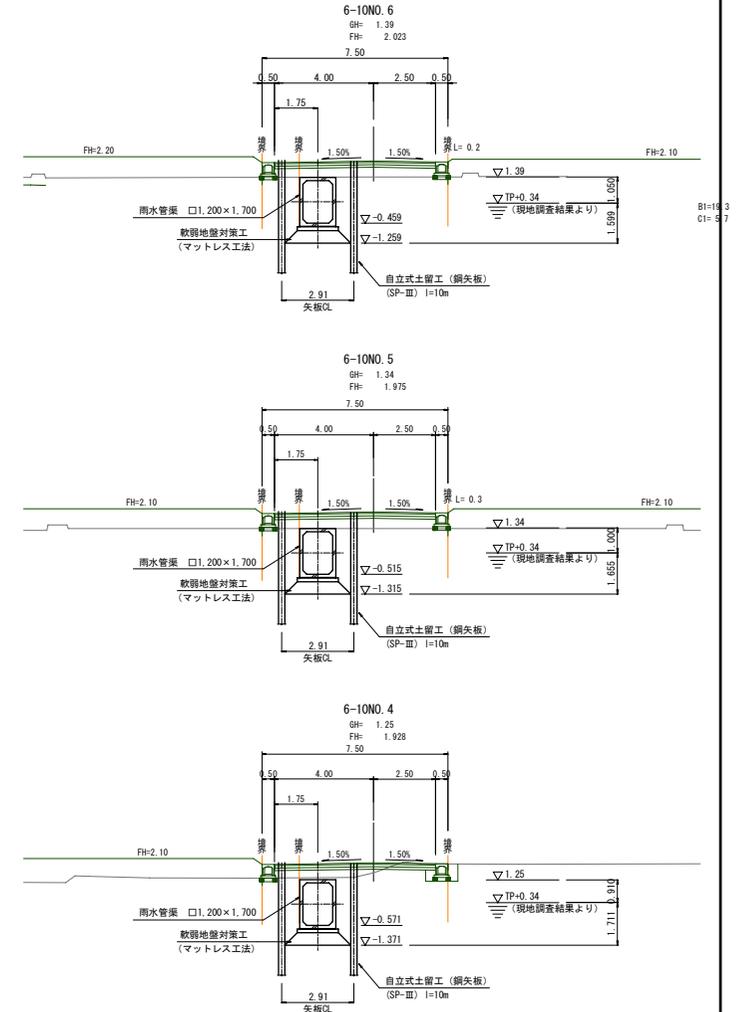
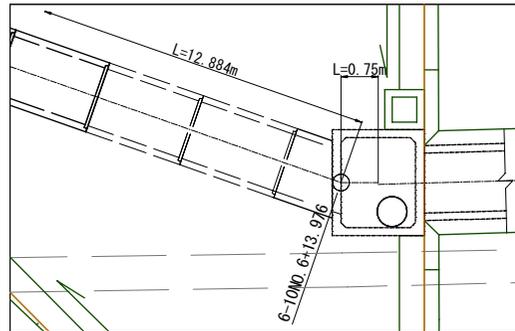
図面番号	1/13	縮尺	図示	図
事業名	平面図・横断面図 (下流側)			
種別	平面図・横断面図 (下流側)	番号		
施設名	竹原市 竹原町			
工事箇所	竹原市 竹原町			
設計年月日	竹原市			

## 平面図(下流側) S=1/300(A3)

## 横断面図 S=1/200(A3)



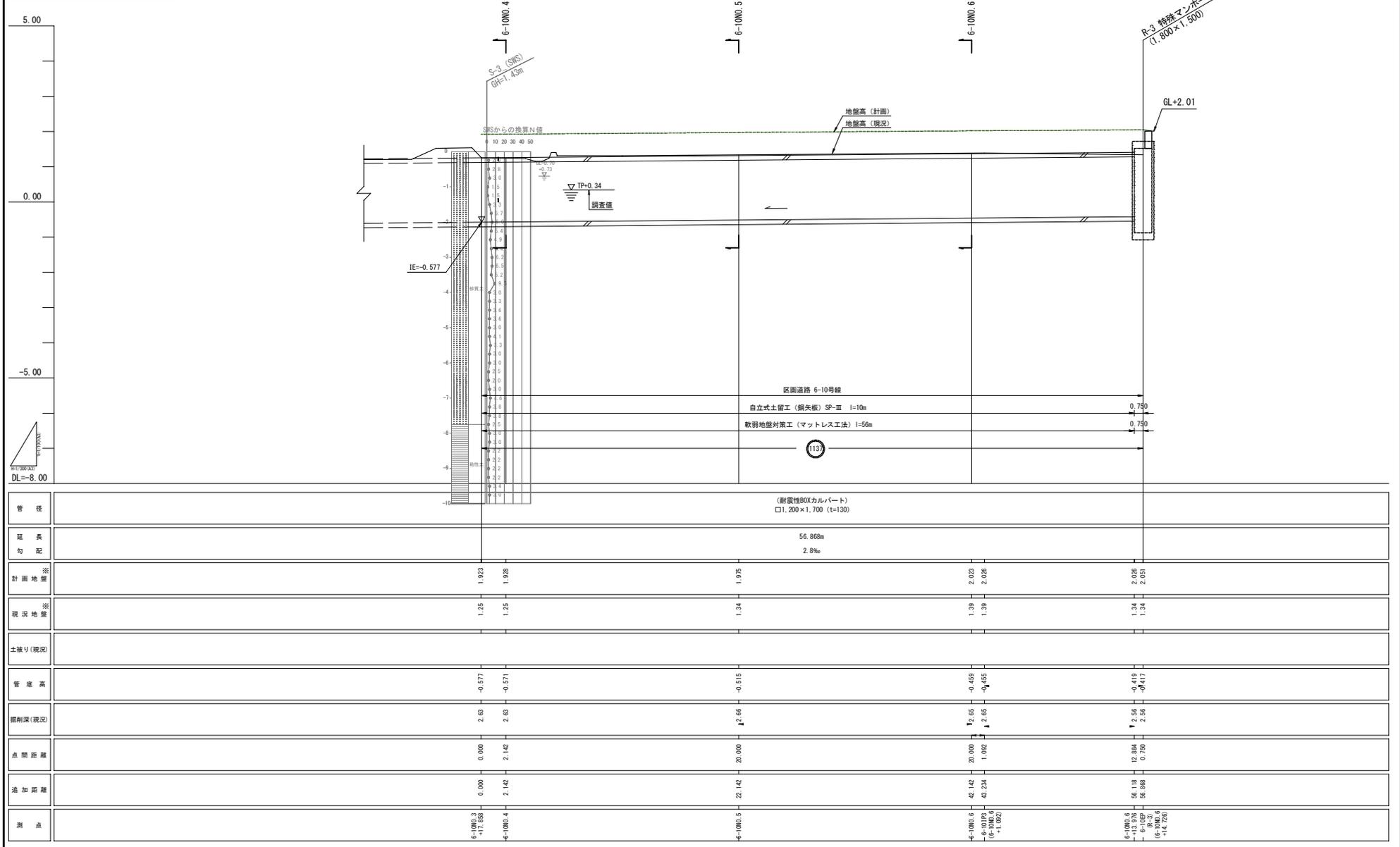
### 拡大図 S=1/100(A3)



81=13.3  
01=5.7

図面番号	2/13	縮尺	図示	詳 度
事業名	[Blank]			
種 別	縦断面図 (下流側)	番 号	[Blank]	
施設名	[Blank]			
工事箇所	竹原市 竹原町			
設計年月日	竹原市			

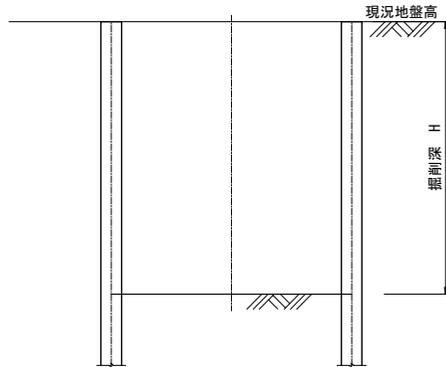
縦断面図 H=1/300 (A3)  
V=1/100 (A3)



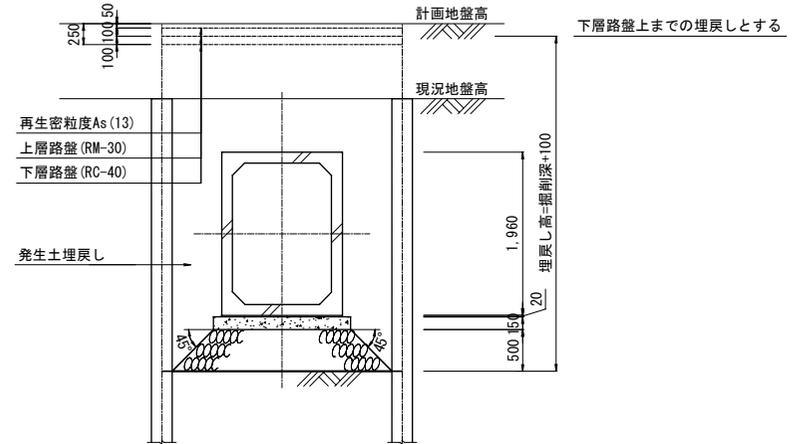
図面番号	3/13	縮尺	図示	図
事業名				
種別	土工定規図(下流側)	番	号	
施設名				
工事箇所	竹原市 竹原町			
設計年月日	竹原市			

### 土工定規図(下流側)

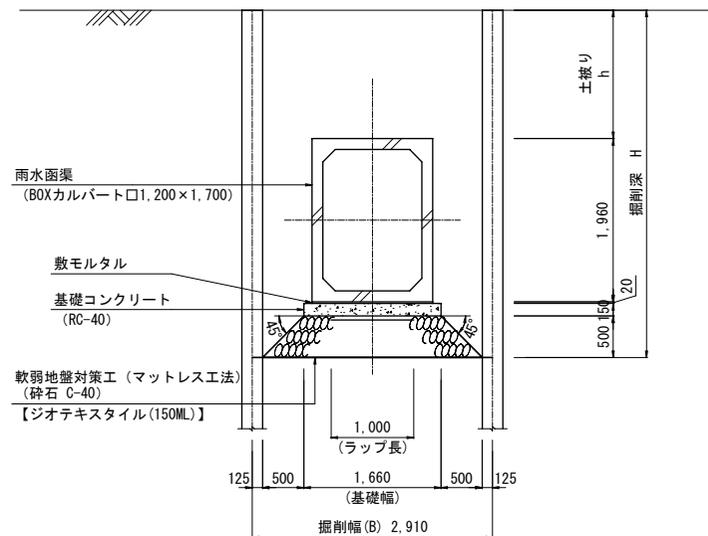
#### 掘削工



#### 埋戻し工



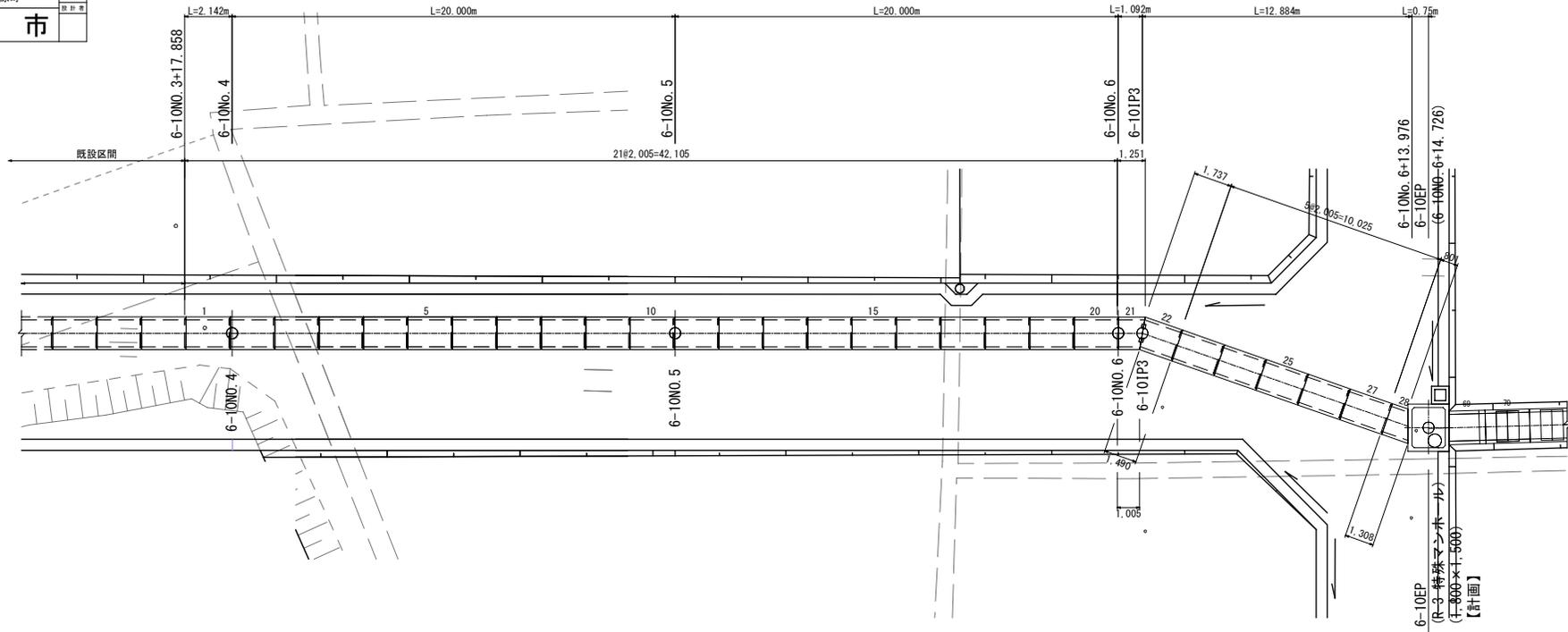
### BOXカルバート敷設標準図(下流側) S=1/60(A3)



図面番号	4/13	縮尺	図示	標準
事業名	耐震性BOXカルバート割付図 (参考図)			
種別	耐震性BOXカルバート割付図 (参考図・下流側)			
施設名	竹原市 竹原町			
工事箇所	竹原市 竹原町			
設計年月日	竹原市			

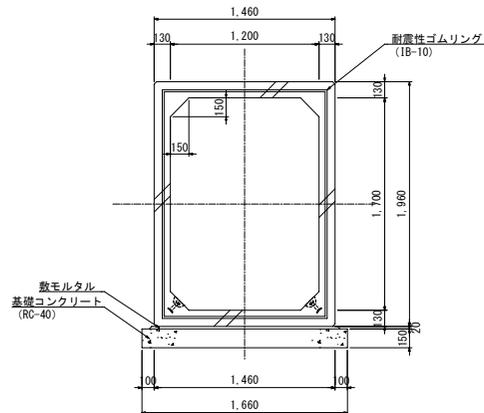
### 耐震性BOXカルバート割付図 (下流側) S=1/200 (A3)

(参考図)



### 耐震性BOXカルバート構造図 S=1/40 (A3)

(□1,200×1,700)



#### 数量表

名称	規格	番号	数量	備考	No. 40~No. 68 参考製品重量
耐震性BOXカルバート (1,200×1,700)	2,000	1~20 23~27	25		4.330 kg
	LO 1,246/1,000	21	1	斜切・凹無・バックル付	
	LM 1,732/1,485	22	1	斜切・凸無・バックル付	
	LO 786/1,303	28	1	斜切・凹無	
合計			28		

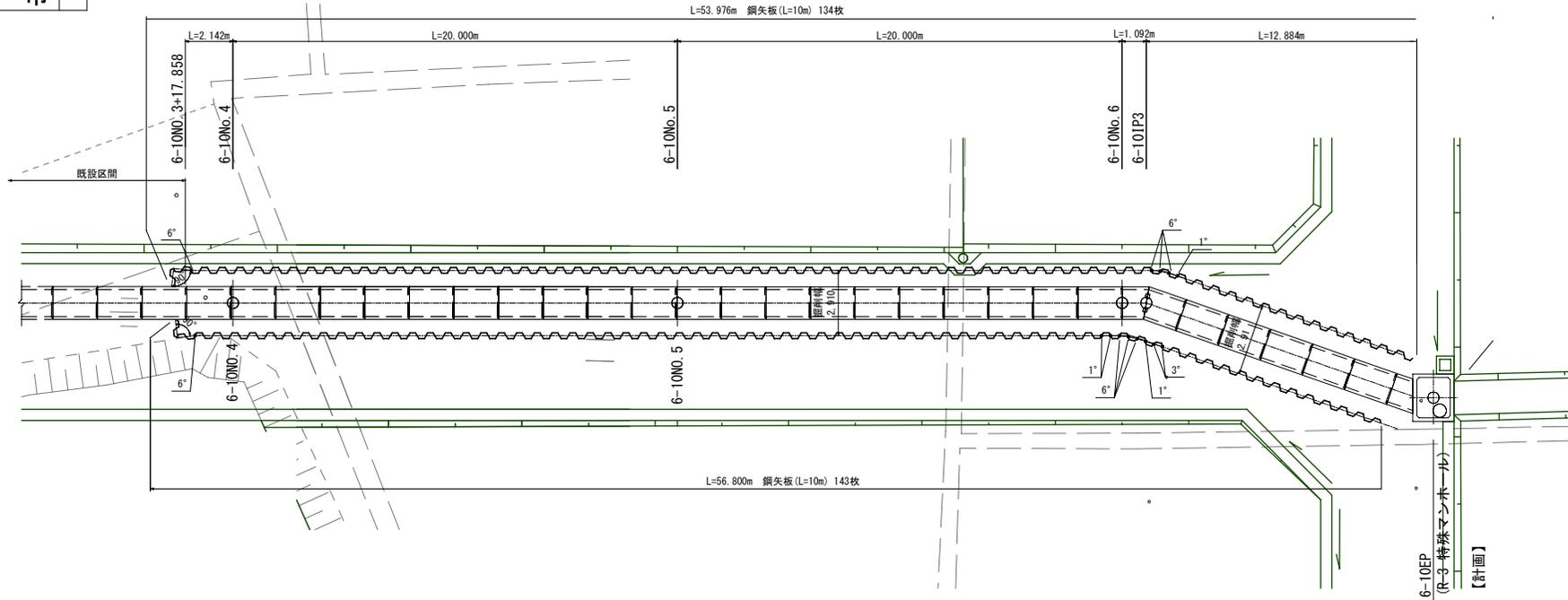
(備考) LO・・・凸残しの平面斜切及び短切 LM・・・凹残しの平面斜切及び短切



図面番号	6/13	縮尺	図示	図
事業名				
種別	土留工計画図(下流側)	番号		
施設名				
工事箇所	竹原市 竹原町			
設計年月日	竹原市			

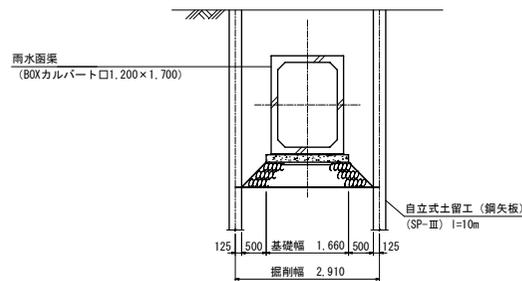
# 土留工計画図(下流側)

平面図 S=1/200(A3)



(数量)  
鋼矢板仮設時使用枚数  
134枚+143枚=277枚

標準断面図 S=1/100(A3)

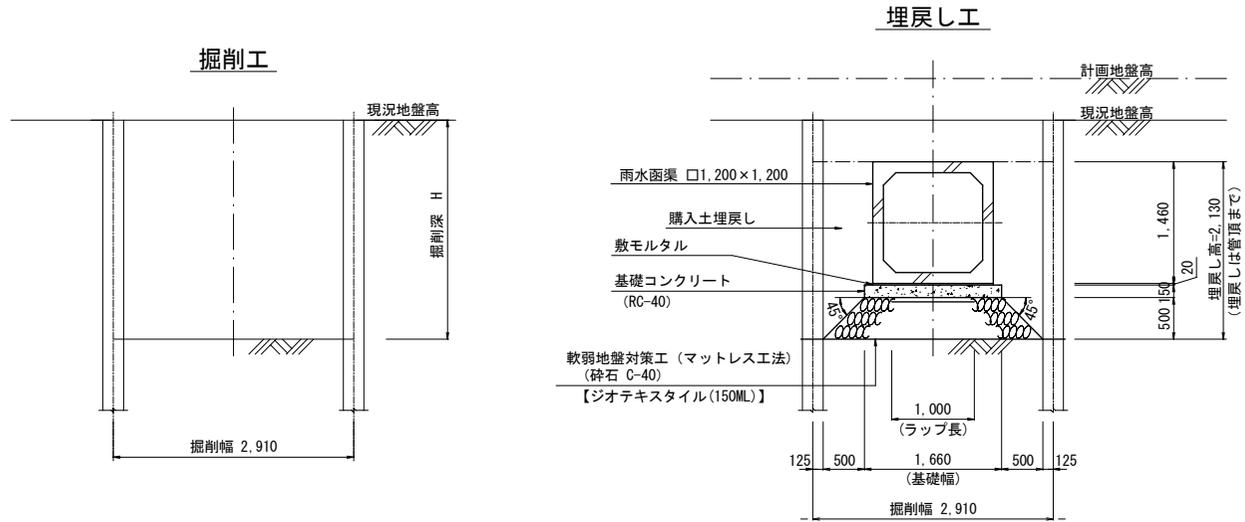




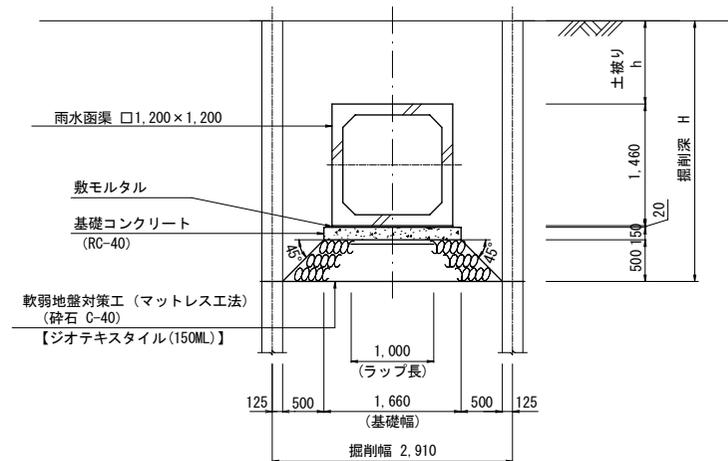


図面番号	9/13	縮尺	図示	図	真
事業名	BOXCALバータ敷設標準図				
種別	土工定規図 (上流側)	種別	BOXCALバータ敷設標準図		
施設名	竹原市 下野町 地内				
工事箇所	竹原市 下野町 地内				
設計年月日	竹原市				

## 土工定規図 (上流側)



## BOXカルバート敷設標準図 S=1/60 (A3)



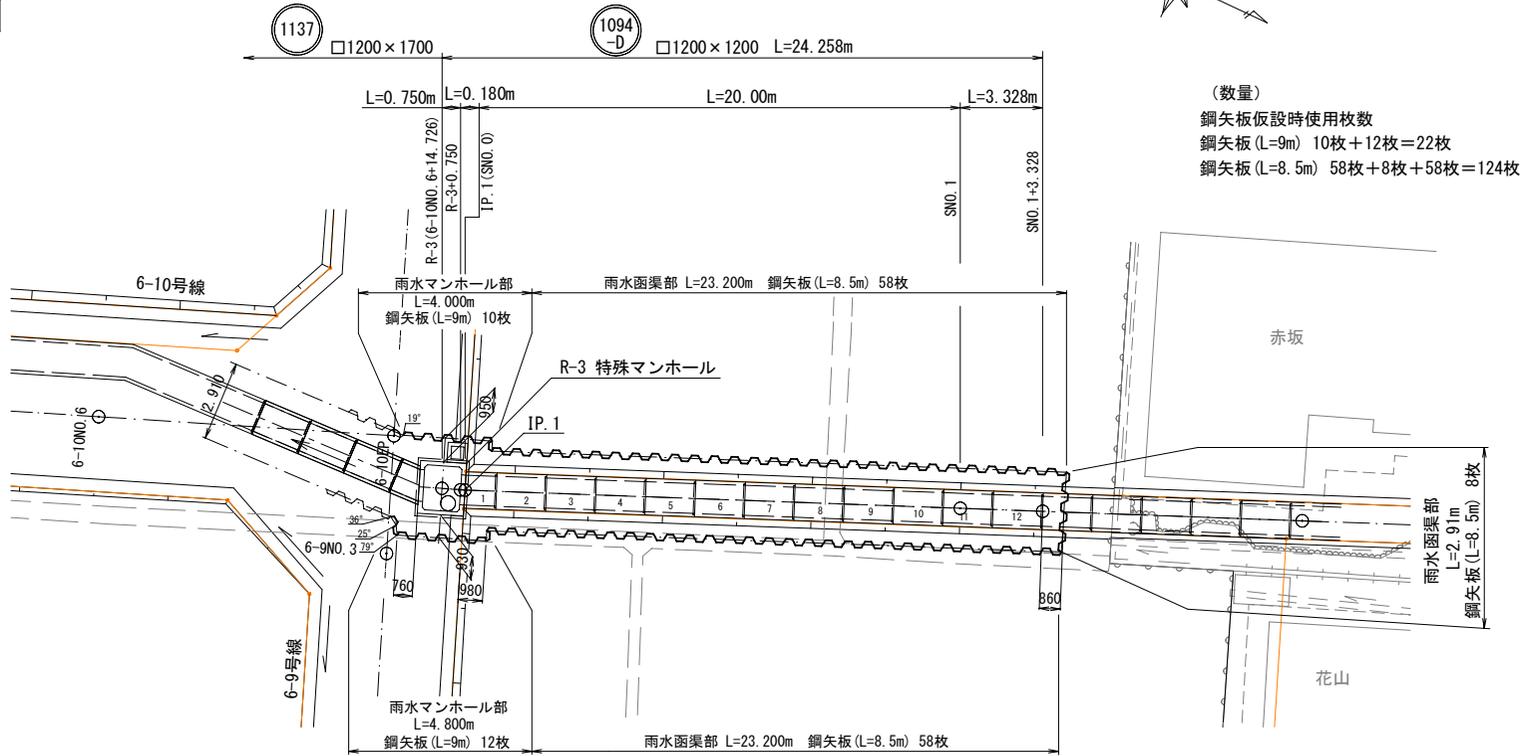


図面番号	11/13	縮尺	図示	図
事業名	土留工計画図 (上流側)			
種別	土留工計画図 (上流側)	番号		
施設名				
工事箇所	竹原市 下野町 地内			
設計年月日	竹原市			

# 土留工計画図

(上流側)

平面図 S=1/200 (A3)



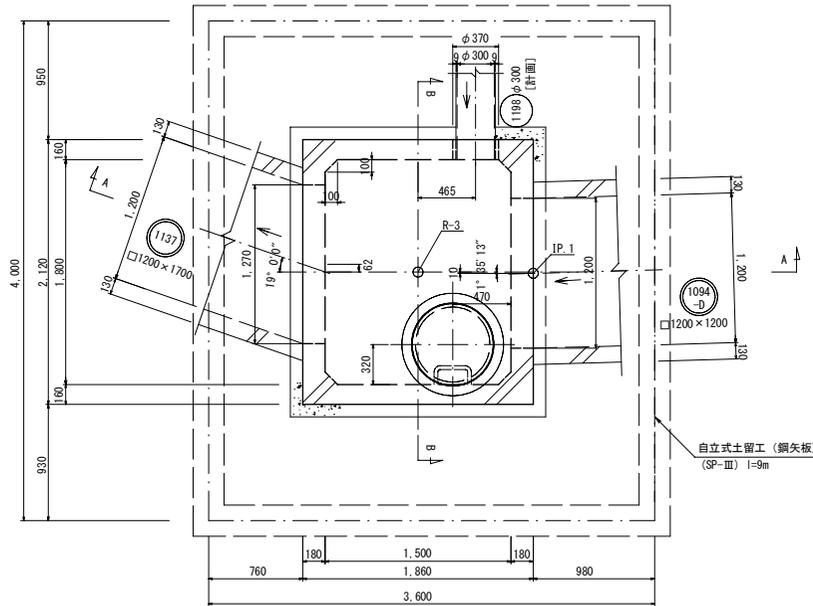
(数量)  
 鋼矢板仮設時使用枚数  
 鋼矢板 (L=9m) 10枚+12枚=22枚  
 鋼矢板 (L=8.5m) 58枚+8枚+58枚=124枚



図面番号	13/13	縮尺	図示	図
事業名				
種別	R-3 特殊マンホール構造図	番	号	
施設名				
工事箇所				
設計年月日	竹原市			

## R-3 特殊マンホール構造図 S=1/40(A3)

### 平面図



### 数量表

箱形部		
部材	基礎ブロック	頂版ブロック
高さ	1200	1500
数量	1	1

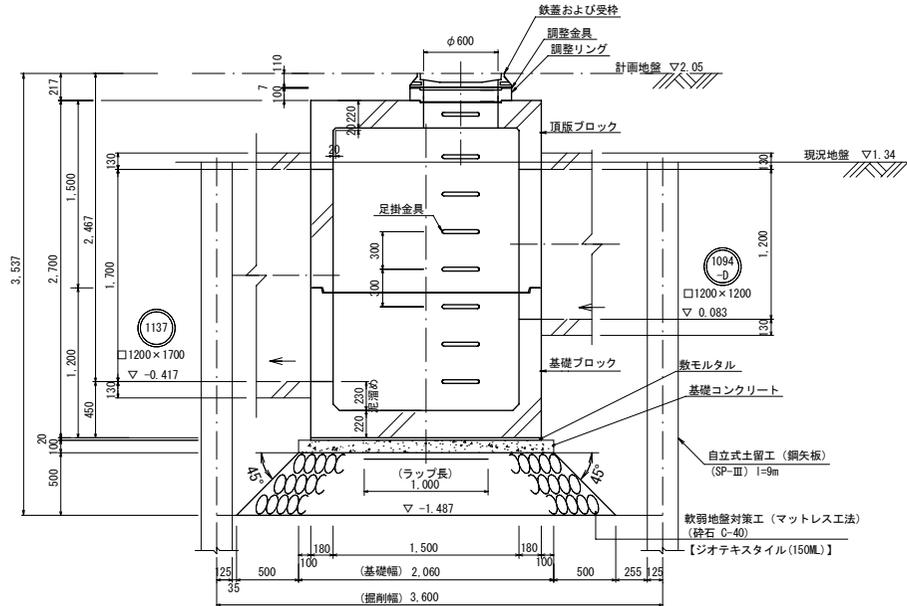
円形部					
部材	調整リング	調整金具	鉄蓋φ600	調整高	
高さ	5	10	15	20	7
数量	1	1	1	1	7

※ 箱形部は (社) 日本下水道協会 II 類認定器材とする

### 材料表

規格	単位	数量	1箇所当り
敷モルタル	m <sup>3</sup>	0.08	
基礎コンクリート	m <sup>3</sup>	0.48	
同上型枠	m <sup>2</sup>	0.88	
軟弱地盤対策工 (マットレス工法)	式	1	

### A-A 断面図



### B-B 断面図

